

軍用外来機飛来・暫定配備・訓練に抗議し、即時撤去を求める意見書

米太平洋空軍は5月3日、米コロラド州バックリー空軍基地所属のF-16戦闘機12機と約250名の航空兵を米軍嘉手納基地に暫定配備すると発表した。具体的な訓練の詳細は明らかにされず、4日から10日までに12機が配備された。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・観測されており、加えて、日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される午後10時を大幅に超えた飛行を行うなど、常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかであり、常軌を逸した米軍の横暴ぶりに激しい憤りを禁じえない。

普天間基地においても90デシベルを超える騒音が9日、午後11時近くに県と宜野湾市が実施している騒音測定結果で確認されており、いずれも日米両政府のいう負担軽減とは逆行し、受忍限度を超えている。

嘉手納基地や普天間飛行場を拠点とした県内での訓練の常態化および騒音の増大は必至であり、町民及び県民の生活に及ぼす影響は計り知れず、一部の訓練移転の合間に縫うように自国防衛を主な任務とする州軍機の飛来・暫定配備・訓練は到底容認できない。

去る、2月23日に「第3次嘉手納基地爆音差止訴訟」の判決で日常的な航空機騒音被害による地域住民の健康被害が認定された。日米両政府は、この判決を重く受け止め、本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備・訓練を中止し、即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、これ以上の機能強化をさせないこと。
- 3 騒音防止協定を遵守させること。
- 4 旧駐機場を使用させないこと。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省特命全権大使（沖縄担当）　　沖縄防衛局長